

経営事項審査の改善に
ついて（その2）

全国建設関係行政書士協議会

平成 9年 3月

目

次

はじめに	1頁
1. 経営事項審査制度の理念について	1頁
2. 審査項目の適切性について	2頁
雇用保険加入の有無	3頁
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	3頁
賃金不払いの件数	4頁
建設業退職金共済組合加入の有無	4頁
退職一時金制度導入の有無	5頁
企業年金制度導入の有無	5頁
法定外労働災害補償制度加入の有無	6頁
工事の安全成績	6頁
建設業経理事務士等数	7頁
《意見》	8頁
3. 評点算出方法について	9頁
《意見》	12頁
《意見》	16頁
4. 審査方法について	17頁
《意見》	19頁
5. その他		
許可行政と発注行政の連結器としての経営事項審査制度の役割	20頁
経営事項審査結果通知書の早期交付と公表	22頁
審査事務の第三者機関への委託について	23頁
《意見》	24頁
おわりに	24頁
付属別表		

—執筆者たち—

梶原 勇（福岡県）執筆チームリーダー

小栗 重美（埼玉県）・寺岡 晴美（福岡県）・早野 芳正（福岡県）

三佐藤 忍（兵庫県）・森田 好治（京都府）・八尾 信一（岡山県）

経営事項審査制度の改善について

はじめに

昭和25年から開始された「工事施工能力審査」制度を前身とする経営事項審査制度は、昭和36年の建設業法改正のときに法制化され、平成6年の同法改正の際に全ての公共工事の受注業者に受審が義務づけられることによって、世界にも稀な公共工事の受注業者を選定する基準として、その社会的位置を確立してきました。

この制度は、今や日本の公共工事を受注しようとする全ての建設業者にとって、単に工事受注のための事務的作業の一つというよりは、むしろ自らの企業の現在を知り同業者との位置関係を知り、さらに将来向かうべき方向さえも映し出す重要な「経営の規範」ともなりつつあります。

ときあたかも、明治以来続いてきた「指名競争入札制度」が、90年ぶりに「一般競争入札制度」へ大変革されようとしている今日にあって、経営事項審査制度が公共工事の受注関係のみならず、日本の建設業界の正しい発展にとって欠くことの出来ない制度としてますますその重要性を増すであろうことは衆目の一一致するところと確信致しております。

私たち行政書士は、建設業者に代わって建設業許可の申請や経営事項審査・入札参加資格審査申請書の作成等を業務とし、またかかる事項の相談業務にたずさわっている唯一の国家資格者ですが、このような業務にたずさわってきた実務上のスペシャリストとして、経営事項審査制度の更なる充実のために以下の提言を申し上げ、この提言が行政手続きの円滑で公正な執行の一助となり、また建設業界ひいては広く一般ユーザーたる国民の利益の増大に繋がるならば、望外の幸せと考える次第であります。

1. 経営事項審査制度の理念について

経営事項審査制度の目的は、言うまでもなく公共工事を施工すべき最も適切な業者を選択する基準として有効に機能するという点にあります。

かかる目的が実現されるためには、経営事項審査制度が「客観性」と「公正性」を兼ね備えていることが絶対的な条件です。たとえば、審査者の恣意や地域制などとい

う要因によって、この「客観性」や「公正性」が、許容範囲を超えて歪められるようなことが仮に生ずるとすれば、制度のもつ社会的意義は大きく損なわれてしまうからであります。言葉を代えて言えば、この二つの要素が可能な限り厳密に追求されてい るかどうかが、経営事項審査制度の「生命線」であるということなのであります。

別の角度から見れば、この「客観性」と「公正性」は、「透明性」や「継続性」とも不可分のものであります。

経営事項審査は、誰が、どこで受審しても必ず結果としての評点は同じであり、その貫く理念と方法には一貫性があり、かつ審査の過程と評点の出方が誰にでも得心のいく透明性の高いものである必要があります。

私たちは、これらの要素を基準として経営事項審査制度の制度としての完成度が計られると考えております。

「客観性」と「公正性」のあり方は、審査基準と審査方法の両面にわたって検証さ れる必要があります。

また、この審査基準は大別して、審査項目とその評点算出方法とに分けて考える必 要があります。現在設定されている審査項目が、受注業者としてその企業の必要かつ十分な全体像をとらえるために適切であるか否か、またその評点算出方法がその企業 の等身大の姿を可能な限り正確に表し出できる方法となっているか否かということであ ります。もし現行の評点算出方法が、たとえばメルカトール図法で描かれた世界地図 のように、方位は正しいが緯度が高くなるほど面積は膨張し、遂にはグリーンランド 島はオーストラリア大陸よりも大きいと表現してしまうようであれば、およそ「公正 性」の名に値しないという結果にも陥りかねないからであります。

2. 審査項目の適切性について

審査項目の適切性について考えるにあたっては、二つの方向からのアプローチが必 要です。第一は、審査の目的にかなった審査項目の設定になっているか否かという点 であります。これは、評価の方法とも密接に関連していることではあります、審査項 目として設定されたある条件を満たすことが法的義務となっているかどうか、また逆 に、法的義務の履行を超えた事項に関しては、その条件を満たすことが事業者の完全

な自由選択にまかされている事項であるか否か、あるいは、このような条件を満たすことが建設業者にとって本当に評価すべき事項であるか否かということあります。

第二には、実際の審査の過程で確かな裏付資料の提出（提示）が容易に可能かどうかという点であります。たとえ審査の目的にかなった審査項目であったとしても、実際の審査過程において裏付資料を提出（提示）することができない、もしくは提出（提示）を義務づけることが受審業者に過重な負担をかけざるをえないため、結局は自己申告をそのまま了承するしかない審査項目は、たとえ建設業法に虚偽申告に対する罰則が設定されていたとしても、審査項目としては不適切であります。申請は、まず正しい申請をさせることが第一であり、もし申請に虚偽があったとしても事後にそれを罰しうることをもって申請の正しさを担保するという方法は、申請方法そのものの欠陥を物語るものにしかすぎません。

勿論、この裏付資料の確保については、各省庁に対する今以上の協力を要請していくことによって、格段に改善されるであろうことは明白であり、行政情報の電子化にともない行政機関同士の情報交換はより一層可能（必要）になって来ている状況から鑑みても、各省庁間の協力関係の増進が望まれるところであります。

上記の二点にそって現行の「その他の審査項目（社会性等）」を検討していくと、以下のようなことが考えられます。

まず「労働福祉の状況」に関して、第一の「雇用保険加入の有無」についてはほぼ現行通りで妥当であると思われます。ただし、建設業は他の大部分の業種と異なり、労働保険の適用においては労災保険と雇用保険を別々に加入する所謂二元適用事業であります。ところが、一部の都道府県によっては一元適用でも可として加点の対象とする場合もありますが、これは建設業者の加入すべき雇用保険とは言いがたく、また支払うべき雇用保険料率も異なっていること等の状況から判断すると、いささか疑問の残るところであります。

「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」については、「及び」という言葉の示す通り、両方の加入をもって加点すべきところ、一部において健康保険に加入せず建設国保等に加入していることをもって社会保険加入として加点評価しております。しか

し、もともと建設国保等は国民健康保険の一種であり、社会保険のように事業主がその保険料の半額を負担する義務のない制度でありますから、これは当該審査の目的である「労働福祉の状況」とは無縁のことと考えられます。しかし、建設国保等に加入し、除外認定の制度により厚生年金保険に加入すれば、健康保険に加入する法的義務は免除されるから、一概に社会保険の未加入者として減点評価するのではなく、適用免除とし、厚生年金のみの加入者としてこの項目の2分の1の加点とするのが妥当ではないかと考えます。

「賃金不払の件数」については、審査項目の適切性の第二において述べた点が文字通り当てはまっています。すなわち、これは、ほとんど自己申告をそのまま承するしかない審査項目であり、賃金不払いがあったかなかったかを判定できる裏付資料をどのように確保できるかという点が改善されなければ、審査項目としてはその適切性を成就できません。

賃金台帳・総勘定元帳・源泉所得税の領収書等の関係書類を精査しても、不払いの実態の確認は困難です。また、労働省からの通報を待っているだけでは（当然これは賃金を支払われなかった従業員が、労働基準監督署に訴え出て始めて表面化する件数にすぎません）いよいよ不明なままであります。賃金不払の件数を審査項目とした建設省の配慮は評価できるとしても、ほとんど自己申告を鵜呑みにするしかいかる審査項目は、審査項目としてその審査の手法に不備があると考えられます。

「建設業退職金共済組合加入の有無」に関しては、現在のところ退職金共済契約の締結を主たる加点の要因としており、その履行状況に関しては「正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等契約の履行状況が劣っていると認められる場合」は、たとえ契約があっても加点の対象としないという基準であります。どの程度の履行状況であれば「正当な理由なく履行状況が劣っている」と判断されるのかが、「加入・履行証明書」の各発行機関にまかされているため、不公平感があります。

また、建設業退職金共済組合制度を真に建設労働者の福祉にとって重要な役割を果たすべきものとして認知し、その加入・履行の有無を審査において問おうというのであれば、大前提として、下請業者が元請業者からなかなか証紙の交付を受けられないという現状がひろく存在していることに対する強力な改善指導が必要

であります。また同時に、実際に退職後の建設労働者に退職金として支払われた実績をも含めて申告させること等により、退職金共済制度の総過程を評価の対象とするよう方法の改善が望まれます。

「退職一時金制度導入の有無」については、中小企業退職金共済事業団もしくは特定退職金共済組合の加入証明書の提出（提示）で確認が行われていますが、自社積立てによる制度については、就業規則の提示・財務諸表に「退職給与引当金」が記載されていること・一般管理費に「退職金」の支払い実績があること等を確認の資料としています。しかし、従業員が10人未満の事業所では就業規則を作成する法的義務はなく、従って労働基準監督署に届け出る義務もありません。ちなみに、退職金に関する労働法令の実務上の取扱としては、2回以上一定の計算基準により退職金を支給した実績があれば、たとえ退職金に関する具体的規定の届出が存在していないなくても、監督署はその規定が存在するものとみなして、退職金の不支給を訴え出た従業員に対して退職金を支払うよう事業主に命じる判例があります。（昭和48年4月27日・東京地裁）かかる状況でありますから、自社積立て式の退職金制度の有無の確認に関しては、就業規則のみ、もしくは退職金支払いの実績により退職金制度が存在することを認定する等の弾力的な判定方法が採用されるべきであると考えます。

「企業年金制度導入の有無」に関しては、第1次の提言でも触れましたが、厚生年金基金制度は、ほぼ全国において、一定の条件を満たした企業でなければ加入できません。加入が企業の自由選択に属さないものは、審査項目としての適切性に問題があります。また、この厚生年金基金制度はバブル崩壊によって急速にその財政的破綻を深刻化させており、一部の組合では組合員に掛金の追加を要請したり、また将来的に基金の決定通りの給付が出来ないおそれが拡大し、基金そのものの脱退希望が噴出しております。勿論、政府もこれの救済方法を検討しておりますが、厚生年金基金制度の財政構造は借入金と貸出金の金利差による収益によって運営されるべく決められており、これが逆転している現状では、その財政再建は制度内では絶望的であるというのが多くの専門家たちのほぼ一致するところであります。

かかる状況にあって、今後ともこれを労働福祉の対象として加点評価していくことが果たして妥当であるか否か、再考が望まれるところであります。

「法定外労働災害補償制度加入の有無」については、まずこの制度が実は本来は労働者災害補償制度が直接に救済すべきことから関して、民間の損害保険会社に横すべり的に制度補償を転嫁した形で作られている制度であり、制度としての正当性に問題があります。事業主にとってみれば、国に労災保険料を支払い、民間の損害保険会社にその上乗せ分の保険料を支払わなければなりません。損害保険会社に支払う保険料もあわせて国の保険料として納めれば、何の問題もないはずです。労災保険制度の不備をそのままにして、民間の損害保険会社との保険契約を加点の対象とするのは評価のあり方としていささか問題があると考えます。

「工事の安全成績」について、これは残念ながら、審査項目としての適切性において、その裏付資料を提出することが極めて困難であるという点で、また評点の表し方という点で大幅な改善が望まれるところあります。

まず第一に、審査項目として「工事の安全成績」という言葉が使われているにもかかわらず、実際に問われているのはその安全が果たされなかった結果としての「災害による死傷者の数」であり、それを減点評価するという具合に、項目の設定とその評点の算出方法が逆立ちしています。さらに「災害による死傷者の数」のみが問われる関係で、一部所謂「もらい事故」を除いて、当該事故発生の因果関係や責任の有無（軽重）には一切斟酌されません。いかに、労働者災害補償保険法が事業主の無過失責任を前提とする法体系であっても、これではいかにも片手落ちのそしりを免れえないところであります。

言葉の真の意味で「工事の安全成績」を審査するのであれば、まず事業者が工事の安全のためにどのような努力をしたかを加点評価として審査すべきであります。そしてこれは、労働安全衛生法に基づく法的義務の課せられた行為（業種もしくは規模により個々の法的義務に相違はある）が大部分であり、職長教育の実施状況、安全管理者の選任、統括安全衛生責任者の選任、従業員に対する健康診断及び安全衛生教育の実施状況の有無等は審査の目的にもかない、かつ裏付資料の提出（提示）に関しても比較的容易であります。

あるいは、どうしても現行のように結果としての事故の発生にのみ着目し、これを減点評価するという方法を維持するのであれば、最低限、労働省からその裏付資料の提供につき協力を求めるべきであり、さしあたってそれは、事業主が請求すれば労働

基準監督署が「無事故証明書」等を発行できるよう建設省から労働省に働きかけるべきであると考えます。

「建設業経理事務士等数」について、建設業経理事務士は、建設業という特定の企業会計を担当する専門家の資格として設定され、またそのようなものであるから建設業者の会計管理にとって社会的に有用であるとの判断から、これが加点評価の対象とされたものと考えられます。しかし、公認会計士、会計士補、税理士をも一級建設業経理事務士と同等の加点評価を行うというのは、制度の適切性にそぐわないと考えます。公認会計士（会計士補）や税理士は、決して特殊建設業に関してその経理を担当するということで設定された資格ではありません。それぞれの目的が法で定められている通り、公認会計士は会計監査が、税理士は税務申告がその目的であります。現在わが国の会計原則には、その規定する法律によって「商法による会計」「証券取引法による会計」「税法による会計」の三つに区分されており、建設業法の定める会計原則はこのうちの「商法による会計」に準拠しています。原則の異なる会計を担当する似て非なる資格者を加点評価の対象とすることは、審査項目の適切性に疑問が生じるおそれがあります。建設業経理事務士のみを加点の対象とすべきであると考えます。

《意 見》

審査項目は、審査の趣旨に適合した項目を選定すべきであり、またその評価の方法は審査の趣旨に則した方法を採用すべきであると考えます。この点で、とりわけ「賃金不払の件数」「企業年金制度導入の有無」「工事の安全成績」及び「建設業経理事務士等数」の項目については、改善措置が望されます。

審査項目の設定に関しては、比較的容易に確かな裏付資料の提出（提示）が可能なものとするか、もしくは提出可能な方法を創出するか、そうでなければ同一目的の範囲内で他の審査項目に変更すべきであり、裏付資料がなく、そのほとんどが自己申告を鵜呑みにするしかない審査項目はそのまま存続させるべきではないと考えます。

裏付資料の確保は、虚偽申請を窓口で排除し、申請の真正性を保証するために決定的な役割を果たします。「公正性」を命とする経営事項審査にあっては特に、窓口で虚偽申請を遮断すべきであります。

また、裏付資料の確保の方法としては、行政情報の電子化にともなう各省庁間の行政データーの交換を一層促進することによって、飛躍的に容易になると思われます。

3. 評点算出方法について

経営事項審査における評点算出方法は、「経営規模」と「経営内容（分析）」に二分されていることが大きな特徴であります。そして、以下の点については第1次の提言でも述べた通り、経営内容（分析）では中小建設業者もそれなりの評点を獲得しながら、一方「経営規模」においては大企業ほど累乗的にスケールメリットが働き、規模の巨大な業者ほど設定されたウエイトを超えた得点をすることができる仕組みであるため、言わば魚眼レンズで物体を観察するような歪みを発生させております。

ところで、ウエイトとは何であるかという点については、公式には語られたことがないと思料されますが、常識的には各評価項目に設定されたウエイトは、総合評点に対する各評価項目の重要性の度合いであると考えることが最も妥当ではないかと思います。従って、ウエイトは結果として算出された総合評点における各評価項目ごとの平均値を機械的に当てるというのではなく、言わば審査者側が各審査項目をどの程度重要であると考えているかを反映させているものだと考えられます。

しかしながら、現行の評点算出方法においては、このウエイトが実際の総合評点に占める構成比という点で大きくズレており、設定されたウエイトの有意義性が失われつつあります。このことは、各評価項目に設定されたウエイトと項目ごとの評点テーブルの嗜合わせが不具合を起こしている結果であり、ウエイトと評点テーブル双方からの調整を行い、設定されたウエイトと総合評点における構成比ができる限り近接するよう改善が望まれるところであります。

たとえば、現行の「工事の種類別年間平均完成工事高」の評点算出方法については最低1,000万円未満から最高2,000億円以上の間を45の段階に区分したマトリックス表があり、このマトリックス表に対応した評点テーブルがあります。

マトリックス表は、最低金額（1,000万円とする）から最高金額（2,000億円とする）までの幅は2万倍もの開きがありますが、評点テーブルではこの幅が約6.8倍にまで圧縮されています。細部についてみれば、完成工事高のマトリックス表の（2）と（32）を比較すれば、完成工事高の実数において1千倍の開きがありますが、評点テーブルでは約4倍の差となっています。また、同マトリックス表の（12）と（32）では完成工事高の実数において100倍の開きがありますが、評点

テーブルでは約2.4倍に圧縮されていることがわかります。

実数としての年間平均完成工事高、それを45の段階に区分したマトリックス表、そしてそれに圧縮をかけた評点テーブルという具合に、実数としての完成工事高に人工的に段階を設定し、それに圧縮をかけていった過程に経営事項審査の結果としての総合評点を簡潔で明瞭な形で導き出したいという苦心のあとは十分に窺われますが、問題はやはりその部分で不具合が発生していると思います。

ひとつは、マトリックス表の区分が階段的に設定されているために、設定されたステップの間ではたとえ年間平均完成工事高に伸長があったとしても、評点としては全く動かないという指摘がそれあります。たとえば、年間平均完成工事高が3億円の業者は、1億円あげて4億円以上にならなければ評点は動きません。同じく300億円の業者は、一挙に100億円あげて400億円以上にならなければ評点は動きません。このような現状を改善するために、階段的な区分を廃止して完成工事高の実数と評点を二次関数の曲線で表現する方法も考えられますが、しかし、現行の評点テーブルに対応させるためには、各ステップごとに異なった係数を当てはめなければなりません。（年間平均完成工事高の1億円未満を切り捨てて試算すれば、400億円付近では二次関数の係数は約12,900となり、800億円付近では8,700、また1,200億円付近では7,200となります。）

マトリックス表と評点テーブルの連結の方法に関して根本的な見直しを行わないで単に、マトリックス表の階段を解消してそれを曲線化するだけでは評点算出を一層複雑にするおそれがあります。

また、各審査項目の実数値とマトリックス表及び評点算出テーブルの三つを連結させることによって、簡潔で明瞭な総合評点を導き出そうとした建設省の配慮は十分に理解できます。しかし、現行の算出方法をよく検討すると、各審査項目の評点テーブルの最低値、最高値及び評点幅が一定ではないことによって、総合評点の構成比において各審査項目に設定されたウエイトを無視した得点が得られるようになってしまいう構造が見えてきます。各審査項目の最高値と最低値及びその評点幅を示すと、次頁の通りとなります。

審査項目	ウエイト	最低値	最高値	評点幅
種類別年間平均完成工事高	0.35	491	3,270	2,779
自己資本額及び職員数	0.10	118	954	836
経営分析				
法人の場合	0.20	112	1,118	1,006
個人の場合		0	988	988
技術職員数	0.15	543	3,132	2,589
その他の項目（社会性等）	0.15	0	967	967

このような評点幅の差が存在している上に、最高値と最高幅を有する種類別年間平均完成工事高のウエイトが0.35という最大のウエイトを設定されれば、完成工事高において規模の大きな企業ほど過度なスケールメリットが働いてしまうことも理の当然と言えば当然であります。

しかし、それでは各審査項目の評点幅を一定にすることによってこの問題の解決としうるかというと、それは大いに疑問であります。

そもそも、経営事項審査は、公共工事を受注する最も適切な業者を選別することを目的とした制度であり、それは業者間に有意義な得点差を発生させなければ機能しないものであります。しかも、それは単に有意義な得点差を発生させなければそれでいいというのではなく、経営事項審査の結果を最も頻繁に活用しなければならない発注者である公共機関にとっては客觀性と公正性があり、かつ簡潔で明瞭なものでなければならぬという点に経営事項審査制度の困難さがあるのだと考えます。

信頼して公共工事を発注できる業者を選択する基準としての経営事項審査制度は、

企業の能力の優劣を判定し、企業間に有意差を設定し、序列化するという作業の前にはまず序列化すべき標準の設定という問題で苦心があったと推察できます。

全国に存在する建設会社の規模、施工能力、経営内容等の分野におけるそれぞれの特質をどのように標準化し、均質化できるかという問題です。そして、次の段階では一旦標準化され、均質化された指標に基づき、一定の数値的な範囲の中で統一的に序列化できるかという問題です。

従って、実は経営事項審査における評点算出方法の問題は、この全体の標準化、均質化という方向からの方法の正しさと、標準化され均質化された指標に基づく有意差を発生させるための序列化の方法の正しさと、その双方のバランスの適切性に対する認識の仕方であると考えられます。

経営事項審査における評点算出方法を、上記のようなバランスの上に立って考えたとき、評点幅の平準化という方法は、各企業ごとの有意差を発生させにくくなる要素をはらんでおり、それのみにては肝心の入札・契約制度において活用されにくくなることが考えられます。

《意 見》

評点算出方法の改善の方向は、算出方法の抜本的改定を目指さないとすれば、当面は、ウエイトを現行通りとしつつ、評点テーブルの細分化という方法が最も適切であると考えます。現行の評点テーブルは階段状にステップが設定されており、そのステップ間の幅が異常に大きいため、経営努力が評点に反映しないという不合理感が広範囲に存在しております。評点テーブルのステップの刻み幅を細分化し、経営努力が今以上に直截に評点に反映される方法への改善が望まれます。

経営事項審査の評点算出方法におけるもう一つの問題点は、平成6年の法改正以後も依然として、経営事項審査は企業の「量的評価」が方法の中心を形成しており、そのために「質的評価」が困難となっており、そこから多くの歪み（業者の側からすれば不審・不満）が発生している現状があります。

「工事種類別年間平均完成工事高」「技術職員数」「自己資本額」等はその典型であり、企業の実態を「量」の側面からスライスしたものであります。10億あれ、30億あれ、完成工事高として数値化されているものは、あくまでも「量」としての実態であって、必ずしも技術的要素をも含んだ工事施工能力やその地域における工事実績といった「質」の部分をも表現しているものではありません。従って、完成工事高の数値を過度に偏重することは、経営事項審査の本来の目的にそぐわないおそれがあります。「量」として数値化された完成工事高が、現行のように他の数値とリンクして過度に総合評点を押し上げる役割を果たし続けることは問題であります。しかしこのことは、現行の完成工事高の評価に、「質的評価」を繰り込む方法を開発することによって、解決への突破口は開かれると考えます。

たとえば、総合評点（P）を階層・業種ごとに仮に100点づつのグループに分割し、それぞれのグループごとに現行経審の評価項目ごと、すなわち完成工事高の評点（X1）、技術職員の評点（Z）、経営状況分析の評点（Y）、自己資本額及び職員数の評点（X2）、その他の評価項目（社会性等）の評点（W）の全てに偏差値を表示することにより、許可業種ごとに同規模企業の中で、個別の企業がどの分野で他社と比較して優れているか、もしくは劣っているかを知ることができます。

このように、「質」の部分に触れるような評価が可能になれば、たとえば発注者は発注する工事の内容を考慮して、技術力はさほど必要ではないが資金力が必要な工事であれば、流動比率や自己資本額の偏差値が優れた企業など、工事の内容により適切な業者を選択することが可能になると考えられます。

一方、経審受審業者にとっては、自社が同業・同規模の企業群の中でどの程度の位置にあるかを分野ごとに知ることが可能となり、他社に劣っている分野の充実を図りまた、得意分野の確立・強化に努力するなど経営にとっての重要な指針を手中にすることが可能となります。あえて一言付言するとすれば、このような偏差値が地域別にも表示され、現場管理能力の評価や特殊技術評価などが審査項目に付け加えられるなどして、経営事項審査に一層の「質」的要素が加味され、その「質」的特徴が評点と

して精密化されれば、公共工事の受注業者の選択の基準としての経営事項審査制度はより一層の信頼性を確立し、有効に活用することができると考えられます。

また、経営状況分析の健全性の審査対象としての「固定比率」に関して言えば、企業は工事施工のためどうしても機械力が必要あります。しかし、工事施工の必要から建設機械を導入すればするほど「固定比率」は上昇し、健全性においてよい評価を得られません。自己資本額の規模の大きなところはさほど影響は受けませんが、規模の小さなところでは大きな打撃となります。どんな規模の小さな会社であっても、工事施工のために保持しなければならない最低限度の機械類は必要なのであり、それを取得することが評点ダウンとなるならば、これは矛盾であります。これは、経営状況の健全性の評価としてはそのままとしても、技術力の評価において一定の建設機械類を所有していることを加点の対象とすることによって、バランスある評点の算出方法に改善するべきであります。

また、経営状況分析の財務諸表全体の関連で付言すれば、建設業法の規定する財務諸表には建設省令様式第15号に「注記事項」に関する定めがあり、法人の財務諸表に関しては貸借対照表に21箇の注記事項が、損益計算書に関しては6箇の注記事項が規定されています。にもかかわらず、現在経営事項審査の現場では、この注記事項はほとんど活用されていません。しかし、実はこの注記事項の部分は、「量」として表現された財務諸表の「質」にあたる部分を表現しうる重要な要素を含んでおります。

たとえば、貸借対照表の資産の部に記載されているものすべてが十分な意味で資産性を有しているわけではありません。注記事項3には、子会社に対する長短期の金銭債権・債務を記載することになっています。同4には、支配株主に対する長短期の金銭債権・債務。同5には、取締役・監査役との間の取引による長短期の金銭債権・債務を記載することとなっており、この部分が活用されれば財務諸表の資産の部の資産性の「質」の部分に踏み込んだ分析が可能となります。また、同16には、保証債務額・受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高を記載することとなっており、これらの部分を経営状況分析に活用し、「質」の部分に触れる経営状況分析が可能となるような方策の開発が望されます。

さらに、技術者の評価の方法について言えば、二つの点が問題として挙げられます。

第一は、現行の一級技術者 5 点、二級技術者 2 点、その他の技術者 1 点という評点配分となっていますが、これが適切であるか否かという点であります。

建設業界は、技能集団と呼ばれるほど多くの技能者が集中しています。にもかかわらず、平成 7 年度に労働省が行った「専門職種別労働力需給状況調査」によれば、建設業は前年に引き続き関連 11 業種のうち最も高い不足率を示し、とりわけレンガ積・タイル張工、左官、熱絶縁工、室内仕上工、防水工、とび工、鉄筋工等が深刻な不足状況にあることが報告されています。これは、本来技能者集団であるべき建設業界の内部の空洞化状況を示唆する資料として、経営事項審査制度の改善を考える上でも充分に配慮されなければならない点であると考えます。現行の技術者評価のあり方は、特に専門工事において極めて重要な技能者を必ずしも適切に評価しているとは言えない状況であります。現行は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハまたは同法第 15 条第 2 号イ、ハに該当する者のうちの常勤者が評価の対象となっていますが、しかし、工事施工にとって重要な役割を果たしている技能や資格が見捨てられたままになっています。これは、法改正をも視野に入れて、公・民間に無秩序に乱立している資格者・技能者制度を整理統合し、技能者をも加えた新たな配点基準を策定すべきであると考えます。

また、第二には、技術力審査としての技術職員の数の評点テーブルの問題であります。現行の評点テーブルは、そのステップ間の差が大きすぎると考えます。特にこのことは、中小の建設業者にとって過酷さが増大しています。たとえば、一級技術者を 4 人雇用している場合はマトリックス表において 20 点となります。そこから評点を上げようとすれば、一気に 30 点にまで押し上げる必要があります。具体的には、一級技術者ならば 2 人、二級技術者ならば 5 人、その他の技術者ならば一気に 10 人増やさなければ評点は全く動きません。このステップ間の幅は、マトリックス表を上に行けば行くほどさらに広がっていきます。このような方式では、中小企業主の技術者確保の意欲を削ぐ懸念が生じないとも限りません。ステップ間の刻み幅をもう少し細分化し、技術者確保の努力が評点に反映出来るような方法への改善が必要です。

《意 見》

評点算出方法に関しては、経営事項審査制度を貫く「量的評価」の他に「質的評価」をも表現しうるような審査項目及び審査方法の精密化と、それに対応する評点テーブルへの変更が望されます。また、現行の評点テーブルのステップの刻み幅を細かくして、中小零細業者にとって経営改善の努力が評点に反映しうるよう方法の改善が検討されるべきであると考えます。

4. 審査方法について

現行の経営事項審査制度の「客観性」と「公正性」にとって極めて憂慮すべき問題は、審査方法が審査機関（都道府県ごと）によって不統一な状況にあるという点であります。審査機関によって、審査の「客観性」と「公正性」について許容しうる範囲内で差異が存在するというのであれば問題はありません。しかし、審査の重要な項目である「審査基準日」、「完成工事高」の認定方法、「職員数」等において各審査機関ごとにバラバラであっては、なかなかに審査の「客観性」と「公正性」を維持しえないのでないかと懸念されるからであります。

たとえば、「審査基準日」については、各申請者の決算の日に統一されていますが決算期末到来の新設の法人に関しては、各都道府県によって、法人設立日を審査基準日としたり建設業の許可取得日を審査基準日としたり、その取扱いが不統一であります。また個人事業者に関しても、同様に、事業開始日を審査基準日としたり許可取得日を審査基準日としたりとまちまちであります。このような重要項目に関しては、各都道府県単位で不統一であるということは極めて「公正性」に問題があるとの懸念を抱かしめない問題であります。決算期末到来の法人・個人の審査基準日の取扱いについては、早急に全国の実態を調査し、統一した基準にすべきであります。

（後掲の別表を参照）

さらに、「完成工事高」の認定方法であります。これは、私どもが調査し、知りえた範囲内でも各都道府県ごとの扱いに相当のバラツキがあり、早急な改善措置が望まれるところであります。

「完成工事高」の認定方法の差異は、まず「工事経歴書」の記載方法に関して、全件記載を義務づけているところと、一部記載（その記載程度は、2割、5割、7割以上などと各都道府県によって不統一）で可としているところがあります。また、「工事経歴書」の裏付資料としての工事契約書・注文書・発注書等の全件提示を義務づけているところがあるかと思えば、全く提示を求める都道府県もあり、その中間に程度の差はあるが一部提示のみで可とするところもあり、各都道府県によって極端な審査方法の違いを示しています。また工事種類の認定に関しては、各審査者の判断にまか

されている部分が大きく、大部分は工事名をその判断の根拠としていますが、これにも各審査機関や審査担当職員による格差が大きく、現状では、残念ながら恣意的と評されかねない認定状況にあります。

とりわけ、相互に共通する部分の多い工事、たとえば土木一式工事ととび・土工・コンクリート工事の区別、建築一式工事と内装仕上工事もしくは大工工事との区別、あるいは水道施設工事と土木一式工事、塗装工事と防水工事、管工事と水道施設工事の区別などは、経営事項審査の現場で日常的に問題になっているところであります。

「完成工事高」は、経営事項審査の総合評点に占める比率が極めて大きい部分であります。その認定方法がかかる状況であるということは制度全体の「客觀性」に影を落としかねないものであり、全国的に客觀的で統一的な審査基準の策定が望まれるところであります。勿論、各工事が建設業法に規定される28のどの業種工事に該当するかということは、当然にも建設業法そのものと関連して考察されなければならない問題であり、また、後述する通り発注者としての各行政機関の問題とも密接に関連があり、早急な改善は困難であるとしても総合的な視野をもって解決が図られるべきであると考えます。

(後掲の別表を参照)

ただ、この「完成工事高」に関する審査の改善策の方向としては、現行の完成工事高の「量」的評価を「質」的評価にシフト変更させつつ、ウエイトを引下げ、評点テーブルの刻み幅を細分化し、もって実際の審査においては業者の裏付資料の提示義務を一定程度軽減する方向を目指すべきであると考えます。

また、「職員数」とりわけ「技術職員数」の認定にあたっては、審査基準日現在において常勤している者の数でカウントすることになっていますが、その際、常勤していることの証明として、社会保険・雇用保険の資格取得の手続きが行われていることをもってカウントする審査機関と、たとえ社会保険・雇用保健の手続きが未了であっても賃金台帳・出勤簿などの社内帳簿に常勤者と推定できる記載があれば人数としてカウントするという審査機関もあり、これも全国的には不統一の状況にあります。さらに、兼業がある場合の建設業に従事する職員数のカウント方法は、建設部門が他の部と独立している場合は別として、役員をも含めて売上高における完成工事高の比率によって按分する審査機関もあれば、役員を含めず按分するという審査機関もあってこれも方法に差異があります。

(後掲の別表を参照)

「職員数」のカウント方法は、社会保険等加入をもって認定するか、社会保険等未加入であっても賃金台帳・出勤簿等の社内帳簿でその常勤性が確認されれば、職員数としてカウントするかは、いずれも一長一短があり、にわかに判定できないところであります。しかし、二つのカウント方法が各都道府県ごとに不統一に併存している事態は早急に改善されるべきであると考えます。また、経営事項審査に関する「通知」（平成6年6月8日・建設省経建発第136号）に従えば、「その他の審査項目（社会性等）」の中の「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」において、これは単にその事業所が社会保険の適用事業所になっているかどうかによってのみ判定されではなく、「当該事業所に使用される者が健康保険及び厚生年金保険の被保険者になったことについて、都道府県知事（健康保険にあっては各健康保険組合を含む）に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。」となっている以上は、社会保険未加入でありながら賃金台帳及び出勤簿でその常勤性が確認できる従業員についてその者を職員数としてカウントするのであれば、当然に「健康保険及び厚生年金保険の加入の有無」の項目に関しては、減点として審査するのが妥当であると考えます。

このような各都道府県の審査機関による審査方法の不統一に関する事例は、全国に枚挙の暇がありません。

しかし、このことは、建設省が明確で具体的な「審査方法」を策定し、これを公表することによって画期的に改善されると考えます。現在公表されている「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成6年6月8日付建設省経建発第136号）よりももっと統一的かつ具体的な審査方法の基準を告示等で公表し、現在まちまちな審査機関ごとの恣意を廃し、全国どこの都道府県においても同じ「客觀性」と「公正性」によって審査が行われることが必要です。また、このことは先頃施行された行政手続法の趣旨にも大いに合致するものであることを申し添えます。

《意見》

各審査機関ごとの審査方法の恣意を排し、全国的に統一した方法によって審査が行われるよう、早急に全国の実態を調査し、制度の目的に適った具体的な審査方法を策定し、公表することが望されます。

5. その他

《許可行政と発注行政の連結器としての経営事項審査制度の役割》

経営事項審査制度は、それ自身で独立し完結した制度ではありません。それは、その基底部分で建設業許可制度と不可分にリンクしていると同時に、その最終部分で入札・契約制度と密接に連結しています。従って、経営事項審査制度はその双方からの影響を受けなければならないと同時に、その双方に影響を与える位置にあるということができます。建設業許可制度や入札・契約制度からの影響を強く受けている部分で、経営事項審査制度がどのように自己の制度の相対的独立性を維持していくか、問題は実はそのような部分にも現れてきております。

経営事項審査制度は、国民の税金を使って賄われる公共工事の施工業者を選択する重要な指針であります。建設された社会資本が、その後も永年にわたって国民に利用されることから顧みても、業者選択は、社会資本の一層の充実への入口として極めて重要な役割を果たすべく位置づけられたものであると言えます。一方、業者の側から見れば、審査において少しでもいい評点を獲得し、受注の増大を図る重要な経営上の指針ということです。

しかし、現在のところ行政機関（とりわけ都道府県）は、経営事項審査の審査者であるという顔と公共工事の発注者であるという二つの顔をもっており、この両者の相互の意志疎通が不十分なため、受注者に少なからぬ戸惑いを与えていていることも深刻な事実であります。

たとえば、経営事項審査上（建設業の許可上）は、どう考えても「とび・土工・コンクリート工事」に該当すべき工事が「土木一式工事」として業者に発注されており、明白に「内装仕上工事」である工事が「建築一式工事」として業者に発注されています。また、経営事項審査において、その工事が建設業法規定の28業種のどの業種工事に該当するかは大凡その工事名で判断されていますが、発注者たる行政機関が建設業法が規定する業種区分に無頓着なために、工事内容と直結しない工事名が冠されており、経営事項審査の現場でしばしば混乱が発生することがあります。

また、土木一式工事もしくは造園工事等に関して、建設業法上は本来工事ではないものが工事として発注されることがあります。施設の一部補修、清掃、除草、水草刈

り、樹木の剪定、病害虫の駆除等の維持管理業務は建設業法上は「工事」とは認定されず、経営事項審査では「兼業売上」に該当します。（勿論、建設業法第24条には「委託その他何らの名称をもつてするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する」との規定がある通り、たとえ「管理・委託業務」と冠されていても工事の完成を約する契約であれば、それは工事となります。）

これらは同じ行政機関内部でありながら、審査者と発注者の相互の連絡・調整が欠如しているために惹起されている問題であり、行政機関内部の努力で早急に解決されるべき問題であると考えます。勿論、法的には発注者保護の規定によって、発注者がまちがった発注を行ったとしてもそれによって罰せられることはありません。そのためこのような事態の存在が看過されているわけでもないのであります。受注した業者は、もし許可業種でない工事で一定金額以上のものを受注すれば、法違反にも関わかれかねません。これらのこととは、決して受注者にのみ責任を押しつけることでは解決不能な問題であり、発注者側にも発注者責任としての注意義務はあるべきであり、何らかのペナルティが課せられるべきものであると考えます。

また依然として、本来「とび・土工・コンクリート工事」に該当すべき工事が「土木一式工事」として発注され続けるとしたならば、あるいは、本来「内装仕上工事」や「大工工事」に該当すべき工事が「建築一式工事」として発注され続けるとしたならば、業者側には受注機会を多くするため、ことさらに「土木一式工事」や「建築一式工事」の実績の増大を図ろうとする意図が働いてしまうこととなり、このことが経営事項審査制度に不必要的歪みを発生させかねない重大かつ切実な問題であると思われます。

建設省が承認している完成工事高における所謂「積み上げ方式」は、実は上記の矛盾の解決策の一つとして打ち出されてきたものと推察されます。しかし、これは矛盾が矛盾のまま存続することを前提とした場合の方法であって、矛盾の解消の方向を目指したものではありません。このことの解決のためには、建設業許可制度と入札・契約制度の双方にリンクする形での問題の整理が必要であり、何よりも行政機関内部の英断が必要であります。

このように考えたとき、実は経営事項審査制度は許可行政と発注行政とをリンクする連結器のような役割を果たしうる位置にあることがわかります。たとえて言えば、

許可行政と発注行政という二つの異なった仕様の機関を経営事項審査制度という連結器を媒介として、相互に意志疎通させることができるとなるわけで、経営事項審査制度がそのような役割を果たすことによって、経営事項審査制度そのものの完成度も増進すると考える次第であります。

《経営事項審査結果通知書の早期交付と公表》

現在、経営事項審査の受審手順とその所要日数については、各都道府県ごとに多少の差異は存在するものの、平均すれば概ね決算から約5ヶ月間かかっているのが現状ではないかと考えられます。これは、随分の長丁場であります。経営事項審査の有効期間が1年7ヶ月しかないことからすると、これは途中で事故などがあってはならない期間となります。この期間、業者は申請書類の作成や裏付資料の整理等に断続的に忙殺されることとなります。そこで、もし経営事項審査の有効期間を延伸できないとすれば、受審から「結果通知書」の発行までの期間を可能な限り短縮する必要があります。これは、第1次の提言にても述べたところであります。今日のパソコン等を駆使した情報処理の迅速化により、技術的には「結果通知書」は審査終了の日に即日発行が可能であるはずであります。「経営状況分析終了通知書」及び「経営事項審査結果通知書」の発行にかかる時間をできる限り短縮し、1年7ヶ月の有効期間内に業者が余裕をもって受審できるように、発行体制につき改善が必要であると考えます。

また、「経営事項審査結果通知書」は、原則として公表すべきものと考えます。プライバシーの保護を理由に公表に消極的な意見もあると聞き及びますが、もともと建設業法第13条には、建設業の許可申請書の副本等提出書類の閲覧制度が明記されており、すでに広く大衆がこれら書類を閲覧できる制度があるにもかかわらず、それと大筋において一致するデーターとしての「経営事項審査結果通知書」の公表を差し控えなければならない根拠は見当たりません。むしろ、国民が租税という形でその建設費用を負担し、かつ完成後は自己が使用することとなる公物を建設すべき受注業者の客観的事項が知らされないことが不自然であります。さらに、これを広く公表することによって、業者間また一般市民の間で相互の監視機能が働き、評価の透明性と公正性を担保する役割をも充分に期待できます。

この「公表」問題に関して、建設省が平成10年から経営事項審査の結果を公表する方針としたことは、高く評価されるべきことであると考えます。そして、公表となるからには、一部の業者のみではなく、全業者を公表の対象とすることによってのみ公表の効果を期待できることを申し添えます。

《審査事務の第三者機関への委託について》

第三次行政改革の流れの中で、各行政機関では規制緩和が図られ、職員数の削減が進んでいます。また、建設業許可の有効期間が3年から5年に延伸されたことをもって事務量が減少することを見込んでの職員数の削減が行われているとの情報もあり、また、平成6年度の総務庁行政監察局の『建設業の現状と問題点』の勧告において、「審査事務について外部委託できるよう制度の改善を検討すること」と述べられていることともあいまって、各都道府県からの要請で、行政書士が経営事項審査の受付・審査業務を委託され実施しているケースが飛躍的に増大しております。

昭和59年2月より京都府において、京都府と京都府行政書士会との委託契約により審査業務を開始したのを先駆けとして、その委託業務の範囲はわずかな差があるとはいうものの、現在私どもが把握している範囲内でも、大阪府、愛知県、三重県、静岡県が行っており、平成8年になってから広島県、岐阜県、奈良県が同じく委託契約により審査業務を開始しております。また、兵庫県では姫路土木事務所で試験的に審査業務を委託され、実施しております。このほか、東京都では昭和48年より都庁許可申請窓口での相談業務を定期的に行っており、群馬県では、許可申請書及び各種変更届の事前審査業務を行っており、これらの業務は今日まで順調に推移し、問題は発生しておりません。

経営事項審査は、審査事務手続きとしては建設業許可制度の全般にわたる知識が必要であるばかりでなく、社会保険・労働保険、入札・契約制度などの分野まで網羅した広範囲で横断的な理解が要求されるものであり、もし審査事務を外部に委託するのであれば、建設業許可制度等に精通した国家資格者である行政書士が最適任であると考えます。

《意 見》

許可行政と発注行政の間の意志疎通を促進し、許可制度と経営事項審査制度と入札・契約制度の三制度が矛盾なく相互に調和した関係を維持しつつ、それぞれの制度的充実を図る必要があります。

同時に、受審業者の負担を軽減するため、「結果通知書」の早期発行・交付のための方法が検討されることが望まれます。

また、「結果通知書」の公表による経営事項審査制度における「公正性」と「透明性」が一層確保されることを期待します。

さらに、経営事項審査の事務の第三者委託に関しては、実務に精通している行政書士を活用することが最適であると考えます。

お わ り に

私たち全国建設関係行政書士協議会は、建設関係の許・認可申請及び各種届出等の手続きに携わるスペシャリストとして、その実務上の経験をふまえ、建設関係をめぐる行政手続きの公正で円滑な推進の一助となることを願いつつ、現行の経営事項審査制度の改善に関して各種の意見を述べさせて戴きました。

提言の中で何度も申し上げました通り、経営事項審査制度の果たすべき社会的意義は大きく、そのために今日よりは明日、明日よりは明後日というふうに、不斷に「より良い」制度に向かって改善していく必要があります。

今後とも私たちは、研究と実績を深めつつ、社会に信頼され、社会に貢献する建設業界の健全な発展のための重要な羅針盤である経営事項審査制度の改善と、行政手続きの円滑な推進のために建設的な提言を続けていきたいと考えております。

建設産業、建設行政に携わる多くの方々からのご意見を賜れば幸甚であります。

資料請求 案の内 言

設	尾
I 基準日について 決算期末到来の場合の審査基準日は何時ですか、	
① 法人設立の日	
② 許可の取得日	
③ その他 具体的に	
II 完成工事高の認定方法 工事経歴書の記載範囲 裏付け資料の提示範囲	
① 工事経歴書の記載は全部の件数	
② 工事経歴書の記載は完成工事高の %	
③ 裏付け資料の提示件数 全部 件	
④ 裏付け資料の提示方法	
⑤ その他 具体的に	
III 工事種別の認定方法	
① 一式工事と専門工事の分け方	
具体的に	
IV 職員数のカウントの方法	
① 社保の加入者のみ（算定基礎届）（取得得届）	
② 出勤簿・賃金台帳等社内資料で確認	
③ 社保加入と雇用保険加入の両方の確認	
④ 社保加入か雇用保険加入のどちらか一つ	
⑤ 役員は法人税申告書の勘定科目の内訳〇役員報酬手当等人件費の内訳書を確認	
⑥ その他 具体的に	
	注

県別	I 基準日について	II 完成工事の認定方法	III 裏付け資料の提示方法 提示の件数	IV 職員のカウント方法	
				工事種別の認定方法	職員のカウント方法 特例
北海道	原則二年の実績で経審をうけられる	100%	IIの全部のうちから審査者が任意に抽出するので裏付資料は全部準備する	工事名称と金額で判断	①か③役員は⑤
青森	①	70～80%	審査者よりの疑義のあるものについてのみ契約書・注文書を提示	工事内容が複数で完成し金額で300万円以上	賃金台帳のみ
岩手	①	一式工事は全部以外は主なもの 特に何%とした基準はない	提示方法 一式工事は全部 その他は適宜	申請者の判断	② 社保・雇保の未加入であっても賃金台帳で可
宮城	①	一業種1枚でその他何件	決算変更届で確認 提示資料なし	一式工事は金額で1000万円超 社保または雇保加入でカウントする	社保加入者か賃金台帳に記載か、何れかでカウントする
秋田	①	一式工事300万円以上	決算変更届でチェックするので経審時ではチェックなし 元請工事については契約書原本の提示	一式工事は金額で300万円超 その他のは契約書・注文書・請求書の何れかで可	社保または雇保加入でカウント
山形	①	80%	IIの全部 資料は注文書・請求書等のコピー	工事名稱で判断	
福島	①	60%以上	主な工事を契約書・注文書でチェック	申請者の記載のとおり	① 個人は雇保のみの加入であってカウントする
島根					
茨城	①	原則全部になるが少額(金額限定なし) 個人より法人の計画業者は	裏付け資料は全部必要とし契約書工事台帳 はその他何件として記載	建設省の例示による でチェックする。	建設省の例示による 基本的には月給制の社保加入者 徴収にて支払い金額・出勤日数で從事しているかを判断する
城					

県 別	I 基準日について	II の 完工事高の認定方法		III 工事種別の認定方法 提示の件数	IV 職員のカウント方法 特例
		裏付け資料の提示方法 提示の件数	一業種につき五・六件位		
栃 木	① 80%			提示書類で一式工事 と専門工事とを判断	社保算定基礎届 又は一人別属就労
群 馬	① 50%以上	契約書・請書・注文書		金額が或る程度大き ければ一式として認め	社保加入者のみ 未適用事業所は一名 しかカウントしない
埼 玉	① 60%または50件	資料の提示なし		工事名称で確認 その他口頭で認用	社保算定基礎届 ①に未加入者がいたり未適用 の事業所の場合は「労働条件等証明書」を提出し自己責任 の旨にカウントしている
千 葉	① 100万円以上で 個人より法人成りは法人設立 の記日	資料の提示なし	全体の2/3以上	建設省例示のとおり	①を基本に更に②で確認 未適用の事業所・適用除外の事業所に対しては最低 1社管業務管理責任者・専任技術者」は認めている
東 京	① 主要な5・6件	資料の提示なし		建設省例示のとおり	①を基本確認 社保未加入の場合は「労働条件等証明書」 前記の2件もないときは住民税の特別徴収の通知書で確認し、更に前記の3件もないときは賃金台帳。 出勤簿で確認。離島申請で前年より異常な増員(10名内)ないときは何も提示しなくて可
神 奈 川	① 経審「主なもの」 変更届 60%	資料の提示なし		申請者に任されているが500万円未満	社保算定基礎届 前記(II)の全部 契約書・注文書の提示 契約書・注文書がなければ請求書の性質
新 潟	① 50%	資料の提示なし		申請者に任されている	社保算定基礎届
富 山	① 100万円以上の全部	前記(II)の全部 契約書・注文書の提示 契約書・注文書がなければ請求書の性質			

県 別	基準日について	II 完成工事高の認定方法		III 工事種別の認定方法 提示の件数	IV 職員のカウント方法 特例
		裏付け資料の提示方法 提示の件数	裏付け資料の提示方法 提示の件数		
石川	①	1件300万円以上の工事を全部 300万円以上の工事がなければ 単位を200万100万円に変更	契約書 売上台帳・請求書控	② 社内資料で確認	
福井	①	100万円以下の工事すべて 100万円未満は 工事件小計 千円 と完工高のすべてを記載する	契約書 注文書でチェック	申請者の記載どおり 申請者と厚生年金と雇用保険の3点がなければ職員として カウントされない。確認資料として算定基盤届 社会保険 の基準日の領収書 屋根保険取得確認書出納簿資金台帳	
山梨	①	100% 小日の工事はまとめる	契約書等	金額面で判断 建築一式の下請けは確認に該否がある 個人事業所では一人別源泉徴収等で確認	
長野	①	一式工事は全部 その他工事は六枚以内 建設法人が許可を貰得した場合申請年度の決算日	総勘定元帳で売上高と入金状況を一覧表にし 契約書 注文書 請求書で対応チェックされる 建築一式は基礎工事からの確認 社保の掛け家族は保険証の写しと適用除外証を提示	2000万円以上はチェック 土木一式は公共工事を主体としている 同居親族は雇用関係なしでも可	社会保険と雇用保険の両方を充実していること
岐阜	①	70%か3枚(30件)	II の分全部 契約書 注文書 請求書 工事台帳	工事台帳で確認 基本的には算定基盤届	
静岡	①	70%	資料の提示なし	公共工事は契約書は不要 資料の提示なし	社会保険または雇用保険のいずれかを充足していること
岡山	①	60%か3枚(20件)	資料の提示なし	申請者の記載どおり ①と②で余り厳密ではない	
愛知		白色申告者は100%記載			
三重	①	土木一式 建築一式は100万円以上の全部 専門工事は20件	契約書 注文書 請求書 工事台帳	2業種以上の工事が混在していること ①の社会保険のみ	

県 別	I 基準日について	II 完工事高の認定方法		III 工事種別の認定方法 提示の件数	IV 職員のカウント方法 特例
		裏付け資料の提示方法 提示の件数	工事名称で判断		
滋 賀	① 個人は許可日の前年の12月31日	5 . 6 件	IIの全部 注文書 工事台帳 下請けは契約台帳 注文書	工事名称で判断	① + ② 雇用 社保 屋保は裏付け資料を要する
京 都	①	7 0 ~ 8 0 %	資料の提示なし	技術者のみ裏付け資料として ③ コピー	
大 阪	①	基本的に全件 概ね 8 0 % 程度	資料の提示なし	技術工事は下請けは「ほ」元請 は「土木一式」とする。	
兵 庫	① 個人は創業日	任意 業種毎に適宜 概ね 1 放程度	資料の提示なし	申請者の記載どおり 大臣許可の業者は 注意を要する	基本的に② 法人税申告書の勘定科目内訳○ 「従業者手当等人件費の金額を建設業に従事す る人算で割り最性資金を算しているかを確認
奈 良	① 個人は許可日	業種毎に 4 . 5 件	資料の提示 II の全部 注文書 契約書を提示	工事名称と施工金額 とで判断	基本的には②
和 歌 山	①	1 0 0 万円以上 少額の場合は適宜	元請工事500万円以上は「労災保険申告の裏付け書類」を提示する 資料の提示 II の全部 注文書 契約書のみは不可	申請者の記載どおり 特に内容的に目立つものは注意がある	社会保険または雇用保険のいずれかを充足していること 資料の提示 優良認定通知書 届出書 労災保険申告資格証明書
鳥 取	① 個人は事業開始日	主なもの一業種八件程度	資料の提示 II の全部 注文書 契約書の原本 契約書がない場合は工事台帳の提示	工事内容で区分	基本的に②
島 根	①	1 0 0 %	資料の提示 II の全部 注文書または工事證明書	申請者の記載どおり 金額だけでは判断しない	社会保険または雇用保険の両方を充足していること

県 別	I 基準日について	II 完工事高の認定方法		III 工事種別の認定方法 提示の件数	IV 職員のカウント方法 特例
		裏付け資料の提示方法 提示の件数	裏付け資料の提示方法 提示の件数		
岡 山	① 個人は事業開始日	100%	IIの全部の資料 契約書・注文書	工事名工事内容で判断 100万円未満の工事は一式工事とは 看做さない	③ 雇用保険未加入でも社会保険加入はカウントする
広 島	① 60%以上		公共機関の小口工事は振込通知の「はがき」で可 裏付け資料の提示なし	申請者の記載のとおり 施工事金額300万円以上	雇用保険か社会保険のどちらかの加入でカウントする
山 口	① 一業種につき8件		IIのうち2・3件 契約書の提示	申請者の記載のとおり 未加入のときは賃金台帳のみでカウントする	雇用保険か社会保険の両方の加入でカウントする
徳 島	① 個人は開業日	一式工事は金額に関係なく全部 専門工事は50万円未満はまとめる	IIの全部の資料 契約書・注文書・「徳島県の指定様式(工事下請 証明書)見取図・重用材料・写真付き」	工事名と工事内容 金額に關係なし 契約書・見取図・重用材料・写真付き	③雇用保険と社会保険の両方の加入でカウントする
香 川	①	70%	IIの全部の資料 契約書・請求書等(コピー)注文書 民間工事なら工事台帳	100万円未満の工事は一式工事 としては認められない	③雇用保険と社会保険の両方の加入を主とするが 社会保険の加入の月給者の限が今年からは社保雇用両方 加入の日給者は年間200日以上の労働者は認められる
愛 媛	①	50%	IIの全部の資料 工事台帳・契約書(コピー)	一式工事は500万円以上の工事 工事名と金額で認定する	③雇用保険と社会保険の両方の加入を主とするが なお②難航でもよい
高 知	①	100%	IIの全部の資料 契約書・請求書等	工事内容により認定 金額による区分けない 工事台帳のみでは算入目	③雇用保険と社会保険の両方の加入とし 尚②で チェックする
福 岡		100万円以上は1件毎に100万円未満は 合計何件合計△△円と記載する	IIの裏付け資料は金額の大きいものより上位10件 契約書・注文書等で 左記書類がなければ請求書の 控え・振込み通知書 等 ほかに一業種以上	工事名 称 工事内容で判断 ①と②でチェック 個人は専従者登録の対象の者は認める 最低賃金を下回っている者は認めない	

県 別	I 基準日について	II 完工事高の認定方法	裏付け資料の提示方法 提示の件数	III 工事種別の認定方法		IV 職員のカウント方法 特例
				IIの全部の工事の70% 注文書 契約書で照合	建設省例示のとおり 契約書の工事名稱で判断	
佐 賀	① 65%	うち大きいものから18件 工事基底書に して二枚分（一枚九件）	IIの18件全部を契約書又は注文書でチェック 及び金額で判断	申請者の自己申告による 工事名稱	①十②	
長 崎	① 50%以上	主なものの70%	IIの記載の全部 契約書・注文書 更に元帳 で入金の状況を確認 業種毎に5件以上の内訳	建設省例示のとおり 下請け工事は一式工事とは認められ 無い。	①十②	源泉徴収簿による確認 社保加入者でも日給月給者 は任意カウント
大 分 宮	① 主なものの70%	100%	資料提示90% 契約書・注文書等 管と電の元下關係の場合下請けは 元請の契約書コピーの添付	申請者の自己申告による ものの 一式工事で金額の小さいものは販賣目 次	①十②十③	社保加入者でも日給月給者 は任意カウント
崎 熊	① 100%	100%	契約書・注文書・請求書の正本の提示 管と電の元下關係の場合下請けは 元請の契約書コピーの添付	申請者の自己申告による ものの 一式工事で金額の小さいものは販賣目 次	①十②	骨員は非加入でも常勤者は加算する 雇用保険未加入があれば被扶 養者
本 鹿 児 島	① 100%	100%	工事基底書により資料と契合せ II の記載の全部 契約書に記載してある工事名で確認	契約書に記載してある工事名で確認	②	
沖 縄	① 100%	100%	IIの記載の全部を契約書・注文書・請求書の 正本の提示 軽微な工事（100万円未満）は 請求書で可	一式工事は元請工事のみ 土木の下請は（と）建築の下請は（大） 専従者住民票で確認する	法人は① 個人は②か③	